

社団法人大阪介護支援専門員協会堺ブロック規定

1、社団法人大阪介護支援専門員協会堺ブロック（以下、本会）は堺市の各区に所在する社団法人大阪介護支援専門員協会の支部（以下、各区支部）をもって構成する。

2、各区支部はそれぞれの区において活動を行い、本会は堺市単位での活動を行う。

3、本会は堺市内の全域において、介護支援サービス（以下「ケアマネジメント」と言う）の増進に寄与するとともに、資格、職域、所属、地域の枠を越え連携し、職業倫理の高揚に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通してその専門性を高め、資質の向上と介護支援専門員に関する知識・技術の普及を図り、もって堺市民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

4、本会は各区支部を統括し以下の活動を行う。

- ・各区支部の活動支援
- ・堺市単位での介護支援専門員の職能団体として必要な活動
- ・堺市役所をはじめ公的機関、他の関連団体との連携や交流

5、各区支部の支部長からブロック長を互選し、本会の代表とする。本会の事務局はブロック長が定める。

6、本会の運営は以下の者で構成される支部長会で協議、決定を行う。

- ・各区支部長
- ・その他、本会の活動に必要であり、支部長会で選任された者

7、支部長会はブロック長が招集する。支部長会をやむを得ない事情で欠席する者は代理を立てることとする。

8、支部長会への出務費、各区支部役員出務費等については、支部長が所属する各区支部で検討し負担することができる。（概ね1回の参加につき500円程度）

9、ブロック長は退任後も相談役として本会の活動支援を行う。

10、本会は必要時に各区支部の事務につき代行できるものとする。

○この規定は堺市7区支部合同総会にて承認後、平成22年4月1日より施行する。